

山梨県公報

第二千七百二十三号

平成二十二年

九月九日

木曜日

目次

道路の供用開始(二件)……………五三九
電線共同溝を整備すべき道路の指定……………五三九

公告

大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出……………五三九
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………五四〇
大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………五四〇
土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………五四一
公安委員会
指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………五四一

告示

山梨県告示第二百七十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年九月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	桃園市之瀬線	南アルプス市桃園字高尾四九番の四地先から南アルプス市桃園字高尾三三番	一一八・五	平成二十二年九月九日

の二地先まで

山梨県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年九月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	韮崎南アルプス中央線	南アルプス市曲輪田字境堀一三番の六地先から南アルプス市桃園字北畑五一番の一地先まで	四〇・五	平成二十二年九月九日

山梨県告示第二百八十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
平成二十二年九月九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間
県道	敷島竜王線	甲斐市牛宮字宮前一二八番の一 địa先から甲斐市境字横田二六番の五地先まで

公告

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年一月九日まで縦覧に供する。

平成二十二年九月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社F・デリカ得得 代表取締役 上野康弘

2 住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一 十 十六シーノ大宮ノースウィング十 四F

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 日向山梨店

(二) 所在地 山梨県山梨市小原西九百七十四番地二

2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	五千九百四十一平方メートル	四千四百六十七平方メートル
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十時まで	二十四時間

3 変更する年月日

平成二十三年四月十二日

三 届出年月日

平成二十二年八月十一日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年一月九日まで縦覧に供する。

平成二十二年九月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社F・デリカ得得 代表取締役 上野康弘

2 住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一 十 十六シーノ大宮ノースウィング十 四F

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 日向山梨店

(二) 所在地 山梨県山梨市小原西九百七十四番地二

2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者（株式会社日向）の開店時刻	午前九時	二十四時間
大規模小売店舗において小売業を行う者（株式会社日向）の開店時刻	午後九時	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後九時三十分まで	二十四時間

3 変更の年月日

平成二十二年九月一日

三 届出年月日

平成二十二年八月十九日

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年一月九日まで縦覧に供する。

平成二十二年九月九日

山梨県知事 横内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 ロック開発株式会社 代表取締役 大門淳

2 住所 東京都千代田区神田佐久間河岸六十七

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ロックタウン山梨中央

(二) 所在地 山梨県中央市下河東字上窪四百

2 変更した事項

変 更 事 項	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	代表取締役 大門淳

3 変更の年月日

平成二十二年五月二十七日

三 届出年月日

平成二十二年八月二十三日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十二年九月九日

山梨県知事 横内 正 明

一 組合の名称

昭和町常永土地区画整理組合

二 事務所の所在地

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町役場内

三 施行地区

中巨摩郡昭和町大字飯喰字西丹保 字下新田、字金屋敷及び字堀尻、大字飯喰字出間西、字中河原、字神明、字道下、字水上、字屋敷添、字村前及び字村西の各一部、大字河西字亀住、字鶴住、字村内及び字村西の各一部、大字上河東字田之神田の一部並びに大字河東中島字山伏の一部

四 設立認可の年月日

平成二十年三月十七日

五 事業施行期間

平成十九年度から平成二十七年まで

六 変更認可の年月日

平成二十二年九月九日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第九十二号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、財団法人山梨県交通安全協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年九月九日

山梨県公安委員会

委員長 櫻井 洋

一 変更後の代表者の氏名 小澤 建雄

二 変更年月日 平成二十二年六月十四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番